

注記 14年度

1. 重要な会計方針

1. 有形固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

建物、工作物

定率法により減価償却を行っている。

物品

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省第15号）」に定める耐用年数を基準とし、残存価格を取得原価の10%とした定額法により減価償却を行っている。

2. 引当金の計上基準及び計算方法

(1)貸倒引当金

未収金について過去3年間の貸倒実績率に基づく貸倒引当金を計上。

(2)賞与引当金

職員の賞与の支払に備えるため支給見込額のうち当期に負担する金額を下記の計算方法により算出している。

期末手当 $\text{翌年度期末手当予算額} \times 6 \text{月期支給割合} / \text{年間支給割合} \times 1/3$

勤勉手当 $\text{翌年度期末手当予算額} \times 6 \text{月期支給割合} / \text{年間支給割合} \times 1/3$

(3)退職給付引当金（恩給給付費、整理資源及び国家公務員災害補償年金に係る退職給付引当金を除く）

職員の退職金の支払に備えるため期末要支給額を下記の計算方法により算出している。

$\text{経験年数階層毎人員数} \times \text{平均俸給額} \times \text{退職手当支給率}$

2. 追加情報等

1. 出納整理期間

予算決算及び会計令第3条及び第4条により出納整理期間が設定されており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

2. 各特別会計固有の表示科目

積立金

当該勘定において発生した各年度の歳入歳出差引きの剰余は、翌年度の歳入に繰入られる額を除き、厚生保険特別会計法第8条ノ2第1項の規程により積立金に積み立てている。なお、積立金の見合資産は現金・預金である。

他会計（勘定）繰入未収金

業務勘定において、児童手当法第20条第1号の事業主よりの拠出金が未収納となったことにより、厚生保険特別会計法第5条ノ2に規程する当該勘定への繰入が未収となっている額である。

3. 歳出予算の繰越等

1. 前年度の繰越額及び繰越に見合って受入れられた財源の額

イ. 前年度の繰越額	<u>1,028</u> 百万円
ロ. 繰越に見合って受入れられた財源の額	<u>1,028</u> 百万円

2. 本年度の繰越額及び繰越に見合って受入れられた財源の額

イ. 本年度の繰越額	<u>37</u> 百万円
ロ. 繰越に見合って受入れられた財源の額	<u>37</u> 百万円

3. 繰越の調整

イ. 本年度業務費用・財源差額	<u>△3,909百万円</u>
ロ. 本年度繰越見合財源	<u>37百万円</u>
ハ. 前年度繰越見合財源	<u>1,028百万円</u>
ニ. 繰越の調整後の業務費用・財源差額	<u>△2,918百万円</u>

4. 他会計（勘定）からの受入及び他会計（勘定）への繰入の内容

イ. 他会計（勘定）からの受入

「厚生保険特別会計法」第5条ノ2の規定に基づく児童手当交付金及び児童育成事業費の財源として一般会計及び業務勘定等よりの受入金

ロ. 他会計（勘定）への繰入

「厚生保険特別会計法」第5条ノ2の規定に基づく児童手当拠出金徴収のための業務取扱費及び児童手当拠出金の財源としての繰入金

平成 14 年度附属明細書

(単位：百万円)

1. 貸借対照表項目に関する明細

① 固定資産の明細

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額 (本年度発生分)	本年度末残高
(有形固定資産)						
土地	27,808	—	—	—	—	27,808
立木竹	8	—	—	—	—	8
建物	7,363	4	—	366	—	7,001
工作物	2,459	300	60	238	—	2,461
物品	49	—	—	6	—	42
合計	37,689	286	46	562	—	37,323
(無形固定資産)						
ソフトウェア	43	71	—	8	—	106

② 資産評価差額の明細

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	評価差額の発生原因
土地	20,999	0	0	20,999	価格改定
物品	△923	0	0	△923	価格改定
工作物	△224	0	0	△224	価格改定
計	19,852	0	0	19,852	

③ 未収金の明細

内容	相手先	本年度末残高
児童手当拠出金未収分	国	17,448

④ 未払金の明細

内容	相手先	本年度末残高
児童手当交付金未払分	市町村	49,443

2. 業務費用・財源計算書の内容に関する明細

① 補助金等の明細

相手先	金額	補助金等の区分	支出目的	連結の有無
市町村	95,775	交付金	被用者児童手当交付金	無
市町村	29,851	交付金	特例給付交付金	無
市町村	97,438	交付金	被用者就学前特例給付交付金	無
市町村	33,490	交付金	非被用者児童手当交付金	無
市町村	38,727	交付金	非被用者就学前特例給付交付金	無
地方公共 団体等	29,451	補助金	児童育成事業費補助金	無
合計	324,734			

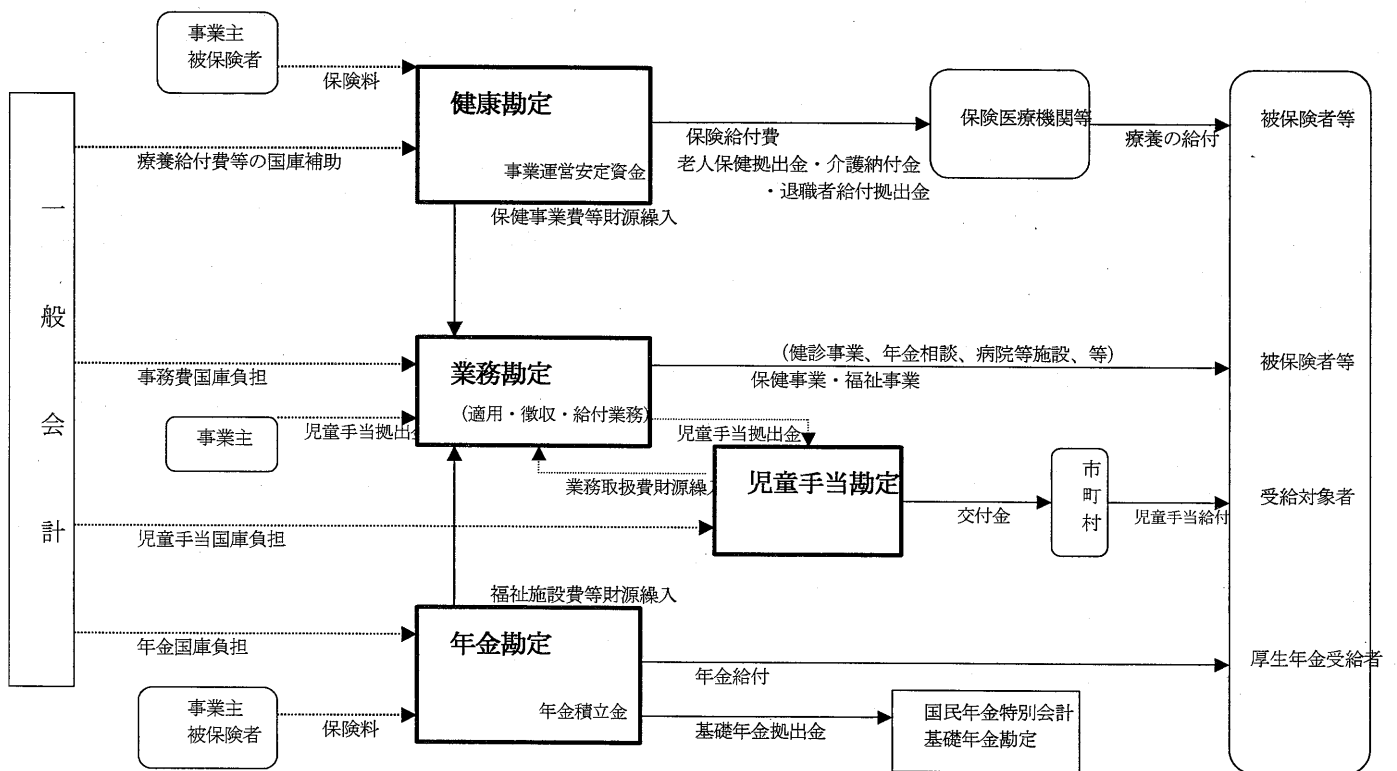
業 務 勘 定

◎ 業務勘定

この勘定は、健康保険事業、厚生年金保険事業及び児童手当拠出金徴収業務における業務取扱い並びに保健事業、福祉事業に係る収支を経理するために設けられたものである。

なお、平成元年度補正予算において、老人保健制度の基盤安定化を目的とした特別保健福祉事業資金（1兆5000億円）が業務勘定に創設され、平成2年度以降においては、その運用利益金を財源として、老人保健関係業務に対する補助等を行っている。

○厚生保険特別会計の仕組み



比較貸借対照表

厚生保険特別会計業務勘定

	(単位:百万円)	
	平成13年度末	平成14年度末
資産の部		
現金・預金	1,519,475	1,515,761
未収金	92,184	99,247
前払費用	8	12
貸倒引当金	△ 44,650	△ 48,214
有形固定資産	70,078	68,304
土地	46,386	46,174
立木竹	49	49
建物	18,215	17,255
工作物	5,080	4,567
物品	346	256
無形固定資産	31,531	21,426
資産合計	1,668,627	1,656,537
負債の部		
未払金	43	42
他会計繰入未済金	2,882	2,819
賞与引当金	3,656	3,744
特別保健福祉事業預り金	1,500,000	1,500,000
退職給付引当金	129,657	125,361
(負債計)	1,636,239	1,631,967
資産・負債差額の部		
基準時資産・負債差額	△ 1,464,239	△ 1,464,239
特別保健福祉事業資金	1,501,203	1,501,087
業務費用・財源差額累計	2,642	△ 5,057
資産評価差額	△ 7,220	△ 7,220
(資産・負債差額計)	32,387	24,570
負債及び資産・負債差額合計	1,668,627	1,656,537

比較業務費用・財源計算書

厚生保険特別会計業務勘定

	(単位:百万円)	
	平成13年度	平成14年度
I 業務費用	567,485	556,269
業務費	31,091	41,184
保健事業経費	25,386	25,896
福祉施設事業経費	89,034	88,320
人件費	98,410	96,254
賞与引当金増加額	7	87
退職者給付引当金増加額	△ 4,748	△ 4,300
委託費等	134,104	113,979
補助金等	10,109	8,366
施設整備費	7,979	7,033
減価償却費	11,456	12,199
貸倒引当金繰入額	12,604	13,906
他会計(勘定)への繰入		
児童手当勘定への繰入	134,200	135,066
健康勘定への繰入	9,371	8,176
年金勘定への繰入	3,761	6,231
船員保険特別会計への繰入	2,372	231
その他支出	2,341	3,635
II 本年度受入財源	570,378	549,198
対価見合収入等		
児童手当拠出金収入	135,523	135,456
運用益	6,412	8,741
その他収入	31,478	34,372
他会計(勘定)からの受入		
一般会計からの受入	84,422	83,104
児童手当勘定からの受入	1,841	1,823
健康勘定からの受入	115,554	97,274
年金勘定からの受入	195,146	188,426
本年度業務費用・財源差額	2,893	△ 7,070
財産の無償所管換等(受)	59	1
健康勘定への繰入	△ 963	△ 748
特別保健福祉事業資金からの受入	6,524	252
特別保健福祉事業資金への繰入	△ 135	△ 135
前年度末業務費用・財源差額累計(前年剰余)	△ 5,735	2,642
本年度末業務費用・財源差額累計	2,642	△ 5,057

比較区分別収支計算書

厚生保険特別会計業務勘定

(単位:百万円)

平成13年度 平成14年度

I 業務収支		
業務支出		
業務取扱費	△ 41,903	△ 41,297
保健事業費	△ 25,386	△ 25,896
福祉施設事業費	△ 87,492	△ 86,602
特別保健福祉事業補助	-	0
出資金	△ 7,321	△ 6,404
人件費	△ 98,407	△ 96,250
委託費	△ 134,104	△ 113,979
補助金等	△ 10,109	△ 8,366
施設整備費	△ 8,023	△ 7,573
児童手当収入	135,059	135,157
特別保健福祉事業資金からの受入	12,934	8,993
他会計(勘定)からの受入		
一般会計からの受入	84,422	83,104
児童手当勘定からの受入	1,839	1,825
健康勘定からの受入	115,554	95,692
年金勘定からの受入	202,467	194,831
他会計(勘定)への繰入		
児童手当勘定への繰入	△ 135,059	△ 135,157
郵政事業特別会計への繰入	△ 1,541	△ 1,717
船員保険特別会計への繰入	△ 2,372	△ 231
前年度剰余金受入	4,212	3,864
小計	4,769	△ 11
利息及び配当の受取額	1	-
その他収入	13,013	15,578
その他支出	△ 11	△ 9
その他現金・預金	1,501,068	1,500,951
業務収支	1,518,840	1,516,509
II 施設整備収支		
施設整備による支出	△ 59,743	△ 50,197
資産売払収入	1,598	-
他勘定からの受入		
健康勘定からの受入	30,092	24,063
年金勘定からの受入	28,688	25,385
施設整備収支	635	△ 748
本年度収支	1,519,475	1,515,761
特別保健福祉事業資金への繰入	△ 135	△ 164
事業運営安定資金(健康勘定)への繰入	△ 8,176	△ 4,809
積立金(年金勘定)への繰入	△ 6,231	△ 8,262
その他現金・預金	△ 1,501,068	△ 1,500,951
翌年度歳入繰入	3,864	1,573

注記 14年度

1. 重要な会計方針

1. 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

建物及び工作物

定率法により減価償却を行っている。

物品

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定める耐用年数を基準とし、残存価格を取得価格の10%とした定額法により減価償却を行っている。

(2)無形固定資産

ソフトウェアは、取得年度の翌年度から利用可能期間（5年間）に基づく定額法により減価償却をしている。

2. 引当金の計上基準及び計算方法

(1)貸倒引当金

未納保険料については、過去5年間の保険料の収納額、不納欠損額に基づき算定し、また、その他返納金債権等の未収金については、過去の実績により算定している。

(2)賞与引当金

職員の賞与の支払に備えるため支給見込額のうち当期に負担する金額を下記の計算方法により算出している。

期末手当 $\text{翌年度期末手当予算額} \times \text{6月期支給割合} / \text{年間支給割合} \times 1/3$

勤勉手当 $\text{翌年度期末手当予算額} \times \text{6月期支給割合} / \text{年間支給割合} \times 1/3$

- (3) 退職給付引当金（恩給給付費、整理資源及び国家公務員災害補償年金に係る退職給付引当金を除く）

職員の退職金の支払に備えるため期末要支給額を下記の計算方法により算出している。

経年数階層毎人員数×平均俸給額×退職手当支給率

2. 追加情報等

1. 出納整理期間

予算決算及び会計令第3条及び第4条により出納整理期間が設定されており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

2. 各特別会計固有の表示科目

特別保健福祉事業資金

厚生保険特別会計法附則第19条の規定により、当該勘定に、一般会計からの繰入金により資金を設置し、その運用益を用いて被用者保険の老人保健拠出金負担増の緩和を図るとともに、老人保健制度の基盤の安定化のための措置等を講ずるためにのものである。

特別保健福祉事業預り金

「厚生保険特別会計法」附則第19条及び附則第19条の2の規定により、その運用益により被用者医療保険における老人保健制度の基盤安定化を図る事業を実施するため、一般会計からの繰入金により設置した資金。

3. 他会計（勘定）からの受入

イ. 一般会計からの受入

「厚生保険特別会計法」第6条の規程に基づく健康保険及び厚生年金保険事業運営のための業務取扱費の財源としての受入金